

## 「木造建築物に係る相談窓口」 実施要領

### 1. 目的

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律をふまえて、市町村などが道産木材を活用し、地域にふさわしい木造公共建築物等を整備できるよう、相談窓口を設置し、企画・設計段階を想定した情報提供を行う。

本事業は、北海道水産林務部林業木材課の指導の下で実施を行う。

### 2. 支援対象者及び定義

木材を利用し、公共の用又は公用に供する建築物等を整備する、下記の者（以下、「市町村等」という）を支援対象者とする。

- ①市町村（木材を利用し、公共の用又は公用に供する建築物を整備する地方自治体）
- ②木造の非住宅・中高層建築物を整備しようとする者
- ③内装の木質化、外構部の木質化に取り組もうとする者

### 3. 支援内容

#### （1）支援方法

- ①相談窓口を設置し、窓口にて電話又はメール等により問合せを受けた案件について、下記の採択要件すべてに照合する場合、支援対象とする。
  - 1) 公共建築物の木造化・木質化に意欲があること
  - 2) 道産木材の活用が見込まれること。
  - 3) 相談内容の概要が、公表されることに同意すること。（個人情報是非公表）
- ②支援内容は、施設の企画から基本設計段階での木造公共建築物の企画及び設計段階における、各種情報の提供とする。
- ③提供する情報は下記を予定する。
  - 1) 木造建築事業実施の検討手順に関する情報
  - 2) CLTなどの新しい木造技術についての情報
  - 3) 木造公共施設の事例情報（建築事例、木材調達事例、設計事例、施工事例）
  - 4) 木造公共建築補助制度等の情報
  - 5) 地域木材調達等に関わる情報
  - 6) 専門アドバイザー等の情報（意匠、構造、環境等）
  - 7) その他（北海道水産林務部林業木材課との協議により定めた情報）
- ④支援は、電話及びメールによる相談にて行う。

#### （2）募集及び支援期間

令和5年（2023年）7月14日（金）～令和6年（2024年）2月29日（木）まで

### (3) その他留意事項

- ① 本事業による支援内容の概略については、事業実施者である、北海道水産林務部林業木材課に報告する。
- ② 本事業による支援内容の概略については、道内での公共建築物の木造化・木質化を促進するため、資料等において活用し、公表する場合がある。
- ③ 本処理要領に記載のない事項については、北海道水産林務部林業木材課と協議の上で決定する。

## 4. 支援窓口及び連絡先

支援窓口は、下記の日本データサービス株式会社とする。

### 【連絡先 担当者】

日本データサービス株式会社 企画部  
担当 : 白田敏也、藤井貴弥、福間博史  
電話 : 011-780-1121  
F A X : 011-780-1118  
e-mail : moku@ndsinc.co.jp